

児童・生徒のふれあいボランティア活動事業

1 事業の目的

この事業は、ボランティア活動をしている人や、これからボランティア活動を始める人にボランティア活動カードを配布し、活動の実績に応じてカードへスタンプを押印するというものです。

次代を担う子どもたちの、社会参加とボランティア活動を始める「きっかけづくり」や活動継続への「定着」と「励み」としてこの事業を利用していただくことにより、ボランティア活動の更なる促進と社会福祉への理解や関心を高め「福祉の心」を育むとともに、心豊かな地域社会づくりにつなげることを目的としています。

2 対象となる方

日置市内の小学生、中学生、高校生



3 対象となる活動

※ 学校管理下で行われる活動は対象となりません。

地域社会や個人・団体の福祉の増進につながるボランティア活動が対象となります。

(例) 施設等訪問、地域交流、地域内清掃(河川清掃・海岸清掃)、収集・募金活動、献血、自然環境、緑化活動、文化継承・郷土芸能伝承(練習は除く)、行事参加活動、災害ボランティア活動、サマーボランティア体験等

4 「私のふれあいボランティア活動カード」の利用方法

(1) 全体の流れ



(2) ボランティア活動カードの配布 ※活動カード：小学生用(ピンク)、中・高校生用(グリーン)

活動カードは、日置市社会福祉協議会本所・支所の窓口で配布します。

(3) スタンプの押印

ボランティア活動に参加した人は、最寄りの窓口に活動カードをお持ちください。内容を確認したうえで、活動カードにスタンプ(さくらじまん)を押します。

【スタンプ押印窓口】

☆日置市社会福祉協議会本所・支所

☆日置市内の地区公民館、自治会長または育成会長

【スタンプ換算方法】

活動1回につき1スタンプを押します。 ※ 原則：1日1スタンプ(30分以上の活動)

【活動実績の確認方法】

活動カードに必ず活動日や活動の内容を書いてください。

(4) スタンプが貯まったら

10スタンプ貯まったら、活動カードを最寄りの日置市社会福祉協議会窓口へお持ちください。「ボランティア活動認定証」を交付します。

(5) 問い合わせ先

この事業についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【事務局】社会福祉法人 日置市社会福祉協議会 ボランティア活動センター

本 所 日置市日吉町日置 1132 番地 1 TEL246-8561

東市来支所 日置市東市来町湯田 3264 番地 TEL274-6565

伊集院支所 日置市伊集院町郡 1 丁目 100 番地 TEL272-2306

吹上支所 日置市吹上町中原 2847 番地 TEL296-5257



児童・生徒の ふれあいボランティア活動事業

日置市社会福祉協議会では、児童・生徒の皆さんのボランティア活動のさらなる促進と社会福祉への理解や関心を高め「福祉の心」を育み、心豊かな地域社会づくりにつながるよう、「児童・生徒のふれあいボランティア活動事業」を推進しています。

地域交流や清掃活動、施設訪問(学校管理下外での活動に限る)などのボランティア活動に参加すると、ボランティア活動カードに1日1スタンプをもらうことができます。10スタンプ貯まったら、活動カードを最寄りの社会福祉協議会窓口へ持参してください。活動実績に応じて『ボランティア活動認定証』を交付いたします。

★ボランティア活動カードは、最寄りの社会福祉協議会でもらえます。

「私のふれあいボランティア活動カード」の利用方法(全体の流れ)

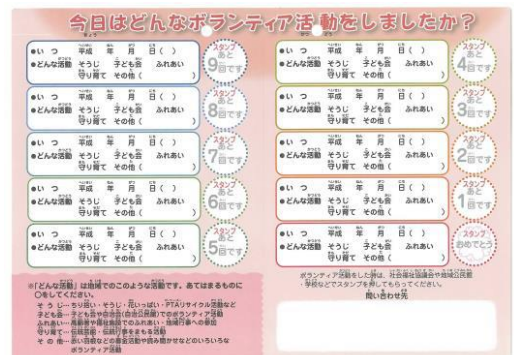
①窓口でカードをもらう!



②ボランティア活動をする!



③窓口でスタンプを押してもらおう!



10スタンプたまったら
"ボランティア活動認定証"を交付!



▲ボランティアPRキャラクター
ラボちゃん



27年度は
60スタンプ
達成者も誕生!

これからも
頑張っ
てください!



頑張る
子どもたちを
応援します!



※日置市では、自治会・子ども育成会・地区公民館等にご協力をいただき実施しています。

※24年度事業開始から27年度10月末現在まで、延べ75人の子どもたちに認定証を差し上げました。

(内訳:小学生55人、中学生19人、高校生1人)